



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） ..... 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） ..... 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（南部土木事務所） ..... 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課） ..... 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課） ..... 5

### 企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 ..... 7

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 ..... 7

### 公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 ..... 8

### 人事委員会事項

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 ..... 8

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定・3 件 ..... 9

## 告 示

### 沖縄県告示第235号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 八重瀬町富盛田園土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字東風平1188番地
- 3 施行地区 八重瀬町字富盛真嘉武門原、字富盛島之前原及び字富盛川田原の各一部
- 4 事業施行期間 平成 5 年 1 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 設立認可の年月日 平成 5 年 1 月 26 日
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 令和 6 年 3 月 29 日

### 沖縄県告示第236号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県中部土木事務所長 高 嶺 賢 巳

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 6 年 3 月 12 日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字古堅皆呉原694番 3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.5メートル
  - (2) 幅員 4.50メートル

#### 沖縄県告示第237号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 6 年 5 月 14 日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字垣花久保原210番 4 及び210番 5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 33.74メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

## 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和 5 年 12 月 14 日
  - (2) 商号名 株式会社モロミホーム
  - (3) 代表者名 諸見里邦雄
  - (4) 所在地 八重瀬町字安里322番地 1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14204号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 5 年 12 月 14 日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和 5 年 12 月 19 日
  - (2) 商号名 株式会社ショウ
  - (3) 代表者名 玉城ひとみ
  - (4) 所在地 沖縄市海邦二丁目 2 番 8 号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第12420号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 5 年 12 月 19 日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和 5 年 12 月 19 日
  - (2) 商号名 有限会社邦栄商事
  - (3) 代表者名 知念邦雄
  - (4) 所在地 石垣市字新川2429番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第13015号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 5 年12月19日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和 5 年12月27日
- (2) 商号名 株式会社みなみ
  - (3) 代表者名 上原弘義
  - (4) 所在地 浦添市仲西一丁目 6 番11号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14405号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 5 年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和 5 年12月28日
- (2) 商号名 株式会社森岡産業
  - (3) 代表者名 森岡秀一
  - (4) 所在地 読谷村字座喜味3156番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-2）第6539号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 5 年12月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和 6 年 1 月10日
- (2) 商号名 有限会社プラン工業
  - (3) 代表者名 仲田一郎
  - (4) 所在地 宜野湾市野嵩二丁目27番 9 号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第9358号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 1 月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和 6 年 1 月10日
- (2) 商号名 有限会社ユキワ
  - (3) 代表者名 下地康之
  - (4) 所在地 糸満市字兼城207番地 1 3 - A
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14580号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 1 月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和 6 年 1 月11日
- (2) 商号名 有限会社洲鎌建設
  - (3) 代表者名 洲鎌修
  - (4) 所在地 浦添市牧港五丁目 5 番13号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第2383号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 1 月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和 6 年 1 月11日
- (2) 商号名 株式会社琉球経済開発
  - (3) 代表者名 永山正人
  - (4) 所在地 浦添市仲間一丁目23番 5 号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第12478号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に

関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 1 月 11 日付けで、建設業法第 12 条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和 6 年 1 月 12 日
- (2) 商号名 有限会社秀光建設
- (3) 代表者名 宮里秀雄
- (4) 所在地 宜野湾市赤道二丁目 9 番 16 号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第 4349 号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 1 月 12 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和 6 年 1 月 26 日
- (2) 商号名 金城左官
- (3) 代表者名 金城直樹
- (4) 所在地 浦添市宮城二丁目 20 番 8 号ソレイユ宮城 A 棟
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第 14009 号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 5 年 12 月 28 日付けで、建設業法第 12 条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察情報管理システム用端末等賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 営業年数が令和 6 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
- (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
- (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し、直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条第 1 項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
- カ 1 により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和6年7月3日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日（月曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察情報管理システム用端末等賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年5月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報管理システム用端末等（以下「端末機器等」という。）賃貸借 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 入札説明書による。

(4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和6年5月31日付け沖縄県公報定期第5221号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による端末機器等に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 端末機器等に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した障害対応業務体制証明書令和6年7月3日（水曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者

ウ 納入しようとする端末機器等の機能等証明書を令和6年7月3日（水曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該端末機器等を納入の期限までに納入することができることを証明した者

エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和 6 年 7 月 3 日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
  - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900—0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098—862—0110（内線 2472）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和 6 年 7 月 10 日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
  - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900—0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098—862—0110（内線 2242）
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和 6 年 7 月 11 日（木曜日）午後 1 時 30 分
  - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料館
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 (1) の日時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
  - (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3 (2) の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 〒900—0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和 6 年 7 月 10 日（水曜日）午後 6 時までに 4 (2) の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和 6 年 7 月 10 日（水曜日）午後 6 時

イ 方法 簡易書留郵便により 4(2)の場所に提出すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）午後 1 時 30 分

イ 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料館

(4) 最低制限価格 設定しない。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Name and Quantities of the Article to be Leased

Lease of Terminal Units for the Information Management System at Okinawa Prefectural Police 1 Complete Set

(2) Bid Opening

Date and Time: At 13:30 on Thursday, July 11, 2024

Place: Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.

(3) How to submit the Bid Document

Submit the bid document to the handling division mentioned above by 18:00 of the day before the bid opening date.

In case of submitting the bid document by postal service, the bid document must be delivered to the Handling Division by Deadline.

※ The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.

(4) Handling Division

Organization: Accounting Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

## 企 業 局 事 項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県企業局ネットワークシステム用基幹系サーバー機器等賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局経営計画課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年 4 月 26 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社創和ビジネス・マシズ 代表取締役 山田義見 那覇市泉崎 2 丁目 23 番 2 号
- 5 落札金額 41,434,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 6 年 3 月 12 日

## 病 院 事 業 局 事 項

### 沖縄県病院事業局管理規程第10号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第9条第6号」を「第8条第6号」に改め、「介助員の項の規定の適用を」の次に「、救急救命士であって学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者は初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）別表第2ク視能訓練士の項の規定の適用を、救急救命士であって同法に規定する短期大学又は高等学校を卒業した者は同表歯科衛生士の項の規定の適用を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表歯科衛生士の項中「高校専攻科卒」とあるのは、「高校卒」と読み替えるものとする。

**附 則**

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

## 公安委員会事項

**沖縄県公安委員会規則第9号**

沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月31日

沖縄県公安委員会

**沖縄県公安委員会運営規則の一部を改正する規則**

沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の2前段「、会議以外の方法で他の委員と協議を行い」を削る。

**附 則**

この規則は、令和6年5月31日から施行する。

## 人事委員会事項

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

**沖縄県人事委員会規則第15号****職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4条第1項及び」を「第5条第1項及び第35条第1項並びに」に改める。

別表第1第2項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(1)」を「病院事業医療職給料表(1)」に改め、同表第3項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」を「病院事業医療職給料表(2)」に改め、同表第4項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(3)」を「病院事業医療職給料表(3)」に改め、同表第5項中「、病院事業広域異動職員行政職給料表及び病院事業地域異動職員行政職給料表」を「及び病院事業行政職給料表」に改める。

別表第2第2項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(1)」を「病院事業医療職給料表(1)」に改め、同表第3項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」を「病院事業医療職給料表(2)」に改め、同表第4項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(3)」を「病院事業医療職給料表(3)」に改め、同表第5項中「、病院事業広域異動職員行政職給料表及び病院事業地域異動職員行政職給料表」を「及び病院事業行政職給料表」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第13号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在        | 地番   | 地目 | 地積（㎡） |          | 使用しようとする土地の面積（㎡） |
|-----------|------|----|-------|----------|------------------|
|           |      |    | 登記簿   | 実測       |                  |
| 沖縄市字山内唐道原 | 60番1 | 山林 | 2,119 | 2,119.89 | 2,119.89         |

- 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名     | 住所                            | 共有持分 |
|--------|-------------------------------|------|
| 比嘉信子   | 沖縄市山内三丁目2番41号                 | 6分の3 |
| 比嘉拓美   | 沖縄市諸見里二丁目17番1号比嘉アパートA-2       | 6分の1 |
| 瑞慶覧やよい | 那覇市首里久場川町2丁目35番地2 2階          | 6分の1 |
| 仲宗根はづき | 那覇市銘苅2丁目6番10号共立クリエイトMS銘苅A-205 | 6分の1 |

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名                      | 住所            | 権利の種類                             |
|-------------------------|---------------|-----------------------------------|
| おきぎん保証株式会社<br>代表取締役 國吉力 | 那覇市古波蔵3丁目8番8号 | 抵当権（瑞慶覧やよい持分）<br>平成26年5月16日第7887号 |
| 沖縄電力株式会社<br>代表取締役 本永浩之  | 浦添市牧港五丁目2番1号  | 一時使用権                             |

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年 5 月 9 日

### 沖縄県収用委員会告示第14号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在        | 地番    | 地目 | 地積 (㎡) |       | 使用しようとする<br>土地の面積 (㎡) |
|-----------|-------|----|--------|-------|-----------------------|
|           |       |    | 登記簿    | 実測    |                       |
| 沖縄市字山内唐道原 | 60番 2 | 山林 | 45     | 45.77 | 45.77                 |

## 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名     | 住所                                  | 共有持分   |
|--------|-------------------------------------|--------|
| 比嘉信子   | 沖縄市山内三丁目 2 番41号                     | 6 分の 3 |
| 比嘉拓美   | 沖縄市諸見里二丁目17番 1 号比嘉アパート A－2          | 6 分の 1 |
| 瑞慶覧やよい | 那覇市首里久場川町 2 丁目35番地 2 2 階            | 6 分の 1 |
| 仲宗根はづき | 那覇市銘苅 2 丁目 6 番10号共立クリエイトMS 銘苅 A－205 | 6 分の 1 |

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

| 氏名                      | 住所                  | 権利の種類                                |
|-------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| おきぎん保証株式会社<br>代表取締役 國吉力 | 那覇市古波蔵 3 丁目 8 番 8 号 | 抵当権 (瑞慶覧やよい持分)<br>平成26年 5 月16日第7887号 |

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年 5 月 9 日

## 沖縄県収用委員会告示第15号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 (昭和27年法律第140号) 第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 6 年 5 月 31 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

| 所在       | 地番      | 地目  | 地積 (㎡) |        | 使用しようとする<br>土地の面積 (㎡) |
|----------|---------|-----|--------|--------|-----------------------|
|          |         |     | 登記簿    | 実測     |                       |
| 沖縄市字山内仲原 | 1405番 1 | 雑種地 | 704    | 704.50 | 704.50                |

## 4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏名   | 住所              |
|------|-----------------|
| 比嘉信子 | 沖縄市山内三丁目 2 番41号 |

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年 5 月 9 日

|                                                                       |                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>発 行 所</p> <p>沖 縄 県 総 務 部</p> <p>総務私学課</p> <p>電話番号 098-866-2074</p> | <p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷</p> <p>〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p> |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|